

中小企業信用保険法第2条第5項第7号の認定申請について

【対象となる中小企業者】全ての要件を満たす必要があります

- ・ 国が指定する指定金融機関に対する取引依存度が10%以上
- ・ 当該金融機関からの直近の借入残高が前年同期比で10%以上減少
- ・ 金融機関からの直近の総借入残高が前年同期比で減少
- ・ 川崎市内に事業実態のある事業所があること。

〔申請書様式7〕

【申請書類】

「提出書類チェックシート」に記載されている書類を提出してください。

控えが必要な場合は、御自身で写しを取ってから御申請ください。

また、認定後、虚偽の申請等により、認定要件が満たされていないことが発覚した場合は、認定を取り消す場合がありますので、御注意ください。

＜申請の際の注意点＞

- ・ 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ・ 認定書の有効期間はありませんが、認定日から30日以内に保証協会へ届くよう、お早めに金融機関へお申し込みください。
- ・ 窓口申請の際に、申請者様の業種や売上高等について、ヒアリング等で確認させていただきます。
- ・ 受付時間は平日の8時30分～12時、13時～17時までとなります。審査・認定には時間がかかりますので、受付終了時間の30分前にはお越しください。

【認定窓口】お近くの窓口へお越しください。

◆川崎市経済労働局 金融課 電話：044-544-1846

川崎市幸区堀川町 66-20 川崎市産業振興会館 5 階（JR 川崎駅・京急川崎駅下車）

◆川崎市経済労働局 中小企業溝口事務所 電話：044-812-1112

川崎市高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3 階（JR 武蔵溝ノ口駅・東急溝の口駅下車）

	チェック欄	必要書類	書類概要
1	☒	提出書類チェックシート	この用紙
2	☐	認定申請書（2枚） 【押印不要】	【申請書様式7】 1枚は市に提出、1枚は認定書として交付。 （様式は、市ホームページからダウンロードできます。）
3	☐	借入している全金融機関 及び指定金融機関の 借入金残高が確認できる書類 【写し】	<u>全ての金融機関からの総借入金残高及び国の指定金融機関からの借入金残高が確認できる書類</u> 残高証明書、借入証書等 ※ <u>直近の借入金残高と前年同期の借入金残高が比較できる</u> <u>ようにしてください。</u> なお、「直近」とは概ね申請前1か月以内です。 ※借入残高に手形割引は含みませんが、 <u>当座貸越は含みます</u> <u>ので御注意ください。</u>
4	☐	（法人の場合） 履歴事項全部証明書 【原本または写し】	発行日から3か月以内のもの。 ※ <u>本店登記地または事業実態のある事業所が川崎市内であること。</u>
5	☐	（個人の場合） 直近の確定申告書【写し】	前年の所得税確定申告書の写し（第一表のみで可） ※ <u>納税地・納税者名及び税務署受領の確認ができる必要</u> <u>があります。電子申告の場合、「受信通知」または「メール</u> <u>詳細」を添付してください。</u>
6	☐	（代理人申請の場合） 委任状【金融機関の場合押切 印の押印必要】	代理人の本人確認ができる資料（社員証、免許証等）を御提 示ください。 ※代理人（受任者）が金融機関の場合は押切印の押印が必要 です。

【川崎市ホームページ「セーフティネット7号」】

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000170497.html>

* 申請書等各種様式はこちらからダウンロードいただけます。

